

7月1日号

美しくなるつもりが…美容医療は慎重に

【事例】

最近、目尻のシワや肌の張りが気になっていたところ、インターネットで美容外科の「ヒアルロン酸注入やリフトアップが安価で施術できる」との広告を見つけた。思い切って電話すると、丁寧な対応に安心し、説明だけを聞くつもりでカウンセリングを予約した。施術後の効果は、2万円だと3カ月間、70万円なら5～7年間持続すると説明があった。高額なのでためらっていると、「効果を実感していただく」と鏡を持ち出し、左右から顔を少し引っ張り上げられた。すると、20代の自分が鏡に映っているように感じ、とてもうれしくなった。さらに「今日ならキャンペーン中なので15万円引きする」と言われ、契約書にサインした。契約後、担当医師がいるとのことで、その日のうちに施術も受けられた。

術後1カ月が経過しても顔が硬直したままで、表情が作れず、痛みも引かない。クリニックに相談しても「大丈夫」と取り合ってもらえない。

【アドバイス】

「プチ整形」や「体験エステ」などの広告が多くありますが、事例のように割引の強調や、施術を急がせる勧誘には問題があります。

また、施術内容やリスク、価格、効果などの説明が不十分で、医療法や景品表示法上の問題がある場合も見られます。ホームページやチラシなどの一方的な情報だけに頼らず、担当医師には十分な説明を求めることが大切です。初診日には契約せず、その施術が自分にとって本当に必要か、冷静に考える時間を確保しましょう。